

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第391号)

平成17年7月22日

横情審答申第391号

平成17年7月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年7月4日都北開第77号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北ニュータウン内道路等工事検査済書 (1)茅ヶ崎6工区(6)街区二次造成
工事、(2)大熊5工区(2)街区、(3)新吉田1工区(2)街区、(4)茅ヶ崎6工区(9)街
区、(5)勝田2工区(17)街区、(6)川和18工区(32)街区、(7)茅ヶ崎6工区(1)
街区、(8)荏田14工区(14)街区、(9)荏田12工区(29-1)街区、(10)茅ヶ崎
12工区(14)街区、(11)荏田12工区(14)街区、(12)荏田14工区(32)街区、
(13)荏田12工区(40)街区及び平成4年度分」及び「港北ニュータウン建設事務
所で行った「完了確認」を行ったときに作成された文書(平成4年度分)」の非
開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北ニュータウン内道路等工事検査済書 (1)茅ヶ崎6工区(6)街区二次造成工事、(2)大熊5工区(2)街区、(3)新吉田1工区(2)街区、(4)茅ヶ崎6工区(9)街区、(5)勝田2工区(17)街区、(6)川和18工区(32)街区、(7)茅ヶ崎6工区(1)街区、(8)荏田14工区(14)街区、(9)荏田12工区(29-1)街区、(10)茅ヶ崎12工区(14)街区、(11)荏田12工区(14)街区、(12)荏田14工区(32)街区、(13)荏田12工区(40)街区及び平成4年度分」及び「港北ニュータウン建設事務所で行った「完了確認」を行ったときに作成された文書(平成4年度分)」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北ニュータウン内道路等工事検査済書 (1)茅ヶ崎6工区(6)街区二次造成工事、(2)大熊5工区(2)街区、(3)新吉田1工区(2)街区、(4)茅ヶ崎6工区(9)街区、(5)勝田2工区(17)街区、(6)川和18工区(32)街区、(7)茅ヶ崎6工区(1)街区、(8)荏田14工区(14)街区、(9)荏田12工区(29-1)街区、(10)茅ヶ崎12工区(14)街区、(11)荏田12工区(14)街区、(12)荏田14工区(32)街区、(13)荏田12工区(40)街区及び平成4年度分」(以下「文書1」という。)及び「港北ニュータウン建設事務所で行った「完了確認」を行ったときに作成された文書(平成4年度分)」(以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成15年3月24日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 文書1について

ア 「港北ニュータウン内道路等工事検査済書」は、平成8年度末の都市計画局港北ニュータウン建設事務所(当時。以下「建設事務所」という。)廃止時に誤って廃

棄されており、現在保有していない。

イ また、「等」の意味は、道路の他、道路施設の街路灯やガードレール、転落防止柵等が含まれるためであり、いわゆる、宅地を整備するための工事「宅地造成工事」を指すものではない。

ウ 異議申立人（以下「申立人」という。）は、道路・下水道については完了確認を意味する検査済書が出ているので、宅地造成工事についても「宅地造成工事検査済書」が存在するはずであると主張するが、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）に基づく宅地造成工事の完了検査（以下「合同検査」という。）前に、建設事務所の宅造係では完了検査を行っていないので、「宅地造成工事検査済書」を作成していない。

エ 申立人が異議申立書に添付する保存文書目録に記載されている「 街区二次造成工事」は、対象となった「道路等工事検査済書」の工事名や位置を示すもので、擁壁工事等の「宅地造成工事検査済書」を指すものではない。

(2) 文書2について

「完了確認」は合同検査を行う前に、合同検査が受けられる状態まで仕上がったことを確認（下見）するもので、公団からの口頭要請により行っており、「完了確認」を行ったことに関しての文書を作成していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 申立人が求めているのは「道路」のみの検査済書ではない。公文書目録には「道路等の工事検査済書」とあり、申立人はこの「等」の情報を求めている。すなわち「 街区二次造成工事」とは擁壁工事等の宅造工事そのものも意味するからである。現実にも合同検査に先立って宅地に対しても建設事務所の「宅造係」による完了確認「検査」が行われている。
- (3) 「道路」「下水道」については、完了確認を意味する検査済書が出ている以上、「宅地・擁壁」のみが例外であるはずはない。完了確認を示す何らかの記録がどこかに存在しなければならない。
- (4) 申立人が探しているのは、宅造工事の完了確認にかかる文書であり、保存文書目録に記載されている「港北ニュータウン内道路工事等の工事検査済書の発行関係書類(完

結昭和 61 年度) (廃棄平成 9 年度) 」に示されているのがその一つである。ここに示されているのは、着工届の工区 (中間検査・完了確認工区) 及び各種道路である。そこには幹線道路 (K-6 号線)、幹線道路の歩道橋 (新羽荏田線の歩道橋)、区画道路 (1323 号線)、コミュニティ道路 2-1 他、歩道橋専用道路 1403・1803 他、橋 (FB-11)、階段道路 (新吉田階段道路、倉部谷戸石積) などあらゆるタイプの道路が示されおり、とすれば他は宅地造成工事である。

川和 18 工区 (17 街区) 二次造成工事とも書かれていることから宅造工事を含むことは言うまでもない。加えて、ここに示されている「工区・街区名」は全て着工届の工事名と一致している。この着工届工区を基に中間検査、完了確認が実施されたことは審査調書が示すとおりである。

(5) 非開示理由に対しては以下の点について反論する。

ア 「等は道路の街灯やガードレール等を意味する」としているが、これらはもともと道路本体そのものであるので、道路検査の中に既に含まれている。従って「等」は道路の附属施設や排水施設は意味しない。

(ア) 「検査記録簿」3.2.19 (荏田 12 工区存置整備工事) の指示事項欄には「階段上部転落防止柵すき間を 15cm 以内にするとある。道路工事検査においてもガードレール等が既にチェックされていることを示している。従ってわざわざガードレールに等をつける意味はない。

(イ) 申立人はかつてある道路の設計協議図書の開示請求をしたが、街灯の設計図書を開示された。また、「道路工事設計協議」という開示請求に対しても「ドーム」という附属施設の設計図を示された。

イ 「合同検査前に建設事務所宅造係は完了検査を行っていない」としているが、これも事実と反する。

(ア) 宅造係長が「完了確認には自分も図面を持って回っている。宅造工事が完了したか否かチェックした」と説明している。

(イ) 「港北ニュータウン二次造成の手引き」には、合同検査前に行われるものとして、道路工事検査、下水道完了検査、宅造完了確認と 3 者並列して示されている。従って宅造完了検査は実施されている。

(ウ) 変更事前審査願には、山の三角の区域 (擁壁も含む。) について「横浜市完了検済。平 3.2.1」の記載があり、これは正に「完了確認」の日付けと合致するものである。

- (I) 「一覧表(その)添付図書」には、完了確認の申請時に、図面を添付する必要があることが書かれていることから、完了確認とは、図面なくしてはなし得ない完了検査のことを意味している。
- (オ) 「広報紙(港北ニュータウン)」には、「合同検査の前には各局による所管の検査が独自に行われる」と記載があり、その所管の検査とは、道路工事完了検査、下水完了検査、宅造完了確認である。
- ウ 「 街区二次造成工事」とは、「工事検査の工事名や位置を示すもの」とされているが、道路工事、下水道工事の検査は、着工届工区ごとに実施されるものではあるが、いずれも「検査済書」はラインごとに交付され、「道路番号と道路の位置図」によって示されている。故に、道路や下水の完了検査済書が工区で示されることはない。
- エ 「完了確認は公団からの口頭要請によって行う」とあるが、これも事実と反する。添付図書一覧表によれば完了確認には「位置図、整地計画図を添付する」としており、口頭要請などありえない。
- オ 「完了確認は、合同検査を行う前に合同検査が受けられる状態まで仕上がったことを確認(下見)するもの」については、「宅造完了確認」がいわゆる完了検査であり、合同検査の方が最終的・総合的な「確認」である。その理由は次のとおりである。
- (ア) 「広報紙(港北ニュータウン)」には、合同検査に対して2回も「確認」という言葉を用いており、「最終的な締めくくり」としている。
- (イ) 「道路検査記録簿」には、工事名に「合同検査」とされているものに、検査内容として「確認検査」と記載されている。
- (ウ) イ(ウ)のとおり、「完了検済」と「完了確認」の日付けは合致していることが認められ、かつ、念のために「荏田12工区」における全ての「合同検査日及び一部完了検査済証交付日」を調べたが、「完了検済」の日付けと合致しているものはなかった。
- (I) 港北NTにおいては完了確認のあとすぐに合同検査が実施されることは稀で、両者のタイムラグは2、3ヶ月～2、3年ほどあるのが通常であり、その間に工事終了時の状況が異なることは予想されることから、合同検査の2年も3年も前に「下見」をする意味がどこにあるのだろうか。
- (オ) 審査調書には「完了確認」の日付けが記載されているが、「下見に行った日」

を記入する意味がどこにあるのだろうか。

カ 「完了確認を行ったことに関する文書を作成していません」については、審査調書に完了確認の日付けが示されているが、工事数は第二地区だけでも500件以上あるうえに、完了確認日と審査調書作成日まで3年も経っている地区はザラにあることから、完了確認日を覚えていることは不可能であると考えられ、審査調書を記載するうえで、もとなつた資料がどこかに存在したと考えるのが自然である。

(6) 以上の如く実施機関の説明はことごとく他の資料と矛盾するものであり、説明を求める。また、検査済書そのものでなくても「完了確認」に係わる関連図書、例えば申請書の受付簿、完了確認(検査)の台帳、記録簿等を開示して頂きたい。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団(当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。)施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

横浜市は、宅造法第11条に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申出(昭和53年9月30日協議成立)を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべて完了している。

(2) 本件申立文書について

ア 文書1について

文書1は、茅ヶ崎6工区(6)街区二次造成工事ほか12か所の造成工事着工届工区分及び平成4年度分の港北ニュータウン内道路等工事検査済書を申立人が開示請求したものである。

イ 文書2について

文書2は、合同検査前に、建設事務所の宅造係が行う「完了確認」に伴い作成された文書のうち平成4年度分を申立人が開示請求したものである。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 文書1の不存在について

(ア) 申立人は、異議申立書に保存文書目録の写しを添付し、そこに「港北ニュータウン内道路等の工事検査済書の発行関係書類(完結昭和61年度)(廃棄平成9年度)」と記載されていることから、「道路等工事検査済書」の開示請求を行ったとしている。

- (イ) これに対し、実施機関は、港北ニュータウン内道路等工事検査済書は平成8年度末の建設事務所廃止時に誤って廃棄したため、現在保有していないとしている。また、保存文書目録に「道路等」と表示しているのは、道路のほか、道路施設の街路灯、ガードレール、転落防止柵等が含まれるためであるとしている。
- (ウ) まず、当審査会では、保存文書目録を見分したところ、「港北ニュータウン内道路等の工事検査済書の発行関係書類」との表示が4項目存在していることが確認されたが、いずれも完結年度が昭和61年度又は昭和62年度であり、廃棄年度が平成9年度又は平成10年度のものであった。当審査会としては、廃棄年度を既に経過しているこれらの文書の存在を認めることはできず、また、このほかに保存文書目録に記載されていない「港北ニュータウン内道路等の工事検査済書の発行関係書類」が存在していると推認させる事情も認められなかった。このため、「港北ニュータウン内道路等の工事検査済書の発行関係書類」にどのような文書が含まれていたのかについて確認することはできない。
- (エ) 「港北ニュータウン内道路等の工事検査済書の発行関係書類」という件名からは道路工事検査済書が含まれているのではないかと推察されるが、申立人が道路のみの検査済書を求めているのではないと異議申立書で述べていることから、道路工事検査済書については本件異議申立ての対象には当たらないと解される。
- (オ) 申立人は、「道路等工事検査済書」の「等」には宅地造成工事の完了確認関係文書が含まれているはずであると主張しているが、前述のとおり「港北ニュータウン内道路等の工事検査済書の発行関係書類」にどのようなものが含まれていたのかは不明であり、「港北ニュータウン内道路等の工事検査済書の発行関係書類」に宅地造成工事の完了確認関係文書が含まれることを示す資料の存在も認められない。また、「道路等工事検査済書」という開示請求書の記載のみでは、宅地造成工事の完了確認関係文書が本件請求の対象行政文書であると解することは困難であることから、当審査会としては、本件請求が申立人の主張するような宅地造成工事の完了確認関係文書を求めるものであると判断することはできない。
- (カ) なお、宅地造成工事の完了確認を行ったときに作成された文書については、後述の文書2で判断するとおり、その存在を推認させる事情は認められない。
- (キ) したがって、当審査会としては、文書1の存在を認めることはできないため、実施機関が文書1を非開示とした決定は妥当であると判断した。

イ 文書2の不存在について

(ア) 実施機関は、宅地造成工事の完了確認は合同検査を行う前に合同検査が受けられる状態まで仕上がったことを確認（下見）するもので、完了確認を行ったことに関しての文書を作成していないとしている。

(イ) このため、当審査会では、文書2の存否について検討するため、平成17年5月13日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

a 宅地造成工事の完了確認は、公団からの口頭要請により行っており、完了確認を行ったことに関しての文書は作成していない。

b 道路及び下水道については将来の管理を本市が行うこととなるが、宅地については本市が管理を行うものではない。このため、合同検査に先立って、道路及び下水道については港北ニュータウン事業独自の検査を行っていたが、宅地については検査を行っておらず、宅地造成工事の完了確認は検査行為ではない。

c 完了確認の日付は、建設事務所の担当者が備忘録として野帳等に記録しており、それをもとに合同検査の審査調書に完了確認日を記録している場合もある。野帳等については、建設事務所廃止時に廃棄しており、現在は保有していない。

(ウ) 当審査会としては、前述の実施機関の説明を踏まえ、以下検討する。

申立人は、道路及び下水道では検査済書が出されている以上、宅地・擁壁のみが例外であるはずはないと主張するが、道路については道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定に基づき、下水道については下水道法（昭和33年法律第79号）第3条の規定に基づき、横浜市が管理を行うこととなるのに対し、宅地については横浜市が管理を行うこととはならないところに相違が認められるため、合同検査前の道路及び下水道についての検査と宅地造成工事の完了確認が同様の検査であると判断することはできない。このため、宅地造成工事の完了確認が合同検査の下見であるので、完了確認を行ったときに文書を作成していないという実施機関の説明もあながち不合理であるとは言えない。

その一方で、完了確認が下見であっても、完了確認実施時に文書が作成されることもあり得ると考えられるため、当審査会では、事情聴取の際に文書2の存否について実施機関に確認したが、担当者の備忘録である野帳等については廃棄済みであり、そのほかに文書は作成していないとの説明であった。当審査会としては、このような実施機関の説明を覆すような確証を得ることはできず、

また、完了確認を行ったときに作成された文書が存在することを推認させる事情も認めることはできなかった。

(I) なお、合同検査の審査調書には、完了確認日が記録されていることが認められたが、これは合同検査時に作成された文書であり、申立人が主張する完了確認の検査申請書等の関連図書には当たらないため、本件請求の対象行政文書ではないと解される。

(オ) したがって、文書2が存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年7月4日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年7月18日 (第16回第一部会) 平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年4月8日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年4月15日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成17年4月22日 (第61回第二部会)	・審議
平成17年5月13日 (第62回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年5月27日 (第63回第二部会)	・審議
平成17年6月10日 (第64回第二部会)	・審議
平成17年6月24日 (第65回第二部会)	・審議
平成17年7月8日 (第66回第二部会)	・審議